



農業再生の突破口

日本の農業・農業者を支える

日本型直接支払制度が

始まります

- 1 日本型直接支払制度の概要
- 2 多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)
- 3 中山間地域等直接支払
- 4 環境保全型農業直接支援

1

日本型直接支払制度の概要

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するものです。

平成 26 年度は予算措置として実施され、所要の法整備を行った上で、平成 27 年度から法律に基づき実施する予定です。

背景・必要性

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- このため、農業を産業として強くしていく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、農業・農村の多目的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

創設

支援対象 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

組替

支援対象 ・水路、農道、ため池の軽微な補修
・植栽による景観形成、ビオトープづくり
・施設の長寿命化のための活動 等

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更します

中山間地域等直接支払

現行制度維持

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援

環境保全型農業直接支援

現行制度維持

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援

※ 5 年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映します。

2

多面的機能支払（農地維持支払・資源向上支払）

地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を行う活動組織が支援を受けられます。新しく創設される農地維持支払は、①**農業者のみの活動組織でも OK**（非農業者の参加を要件としない）、②農業生産を営むために不可欠な**基礎的な保全活動を支援**するなど、**農業者が取り組みやすい制度になっています。**

対象農用地

- 農振農用地区域内の農用地
- 農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象

活動の手順

- 活動組織を設立します。
- 従来の農地・水の活動組織でも、農地維持支払及び資源向上支払に取り組むことができます。
- 活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、活動計画書を策定し、市町村と協定を結び、申請書類を提出します。活動計画及び協定の期間は5年間です。
- 活動を実施し、記録をまとめて報告します。

交付単価

国と地方公共団体の合計額

（単位：円／10a）

都道府県	①農地維持支払	②資源向上支払 ^{※1,2} （共同活動）	①と②に 取り組む場合	③資源向上支払 （長寿命化 ^{※3} ）	①、②及び③に取 り組む場合 ^{※4}
田	3,000円	2,400円	5,400円	4,400円	9,200円
畑 ^{※5}	2,000円	1,440円	3,440円	2,000円	5,080円
草地	250円	240円	490円	400円	830円

北海道	①	② ^{※1,2}	①+②	③ ^{※3}	①+②+③ ^{※4}
田	2,300円	1,920円	4,220円	3,400円	7,140円
畑 ^{※5}	1,000円	480円	1,480円	600円	1,960円
草地	130円	120円	250円	400円	620円

※1：現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様 75%単価が適用。

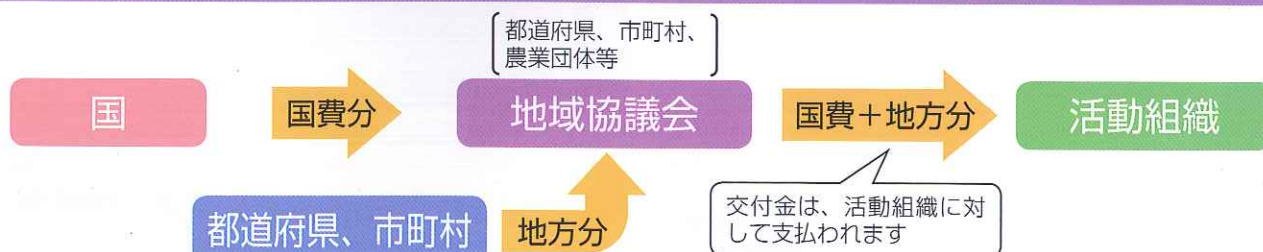
※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都道府県・田の場合 4,400円/10a が上乗せ。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様 75%になり、都道府県・田の場合、合計で 9,200円/10a。

※5：畑には樹園地を含む。

交付ルート

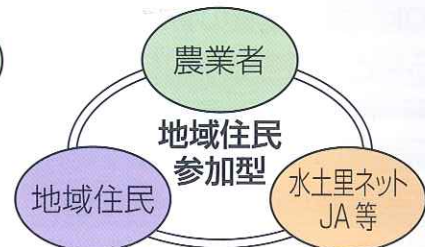
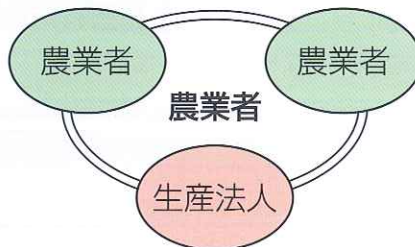


○平成 26 年度は、農地維持支払・資源向上支払（共同活動、長寿命化）ともに、国から地域協議会に交付されます（交付ルートを一本化）。

1 農地維持支払

交付対象者（活動組織）

- 農業者のみで構成される活動組織
又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
- 資源向上支払と同組織でも取組が可能



対象活動

交付単価例：3,000 円 / 10a（都府県・田）

○次の①及び②の双方に取り組む場合が支援対象です。

①地域資源の基礎的保全活動

- ・点検・計画策定、実践活動は、協定に位置づけた農用地、施設について毎年度実施（一部、点検結果に基づき実施の必要性を判断）

【主な活動例】

点検・計画策定

- 施設点検
- 年度活動計画の策定

研 修

- 組織運営に関する研修

実践活動

- 農地法面の草刈り
- 水路の泥上げ
- ため池の草刈り
- 農道の路面維持

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・保全管理構想の作成 等

〈参考〉活動計画書と協定のイメージ

活動計画書のイメージ

I. 地区の概要

II. 構造変化に対応した保全管理の目標

III. 活動の計画

1. 農地維持支払

- 農用地や水路、農道における実践活動及び体制の拡充・強化等の推進活動の内容を記載

2. 資源向上支払

- 施設の軽微な補修や農村環境保全活動等の活動内容を記載

◎「ひな型」を使えば、組織名等を記入するほか、基本的に該当する活動項目や取組内容をチェックすることで作成ができます。

協定のイメージ

農地維持支払、資源向上支払に関して、○○活動組織と○○町は、下記のとおり協定を締結する。

- ・目的
- ・協定期間
- ・協定の対象となる農用地及び施設※
- ・実施計画※
- ・市町村等の役割
- ・工事の施行に関する条件 等

※は、別紙「活動計画書」を添付することで可

◎「ひな型」を使えば、代表者名の記名押印等一部記入することで作成できます。

農地・水保全管理支払との違い

活動計画書に次の点を新たに盛り込む必要があります。

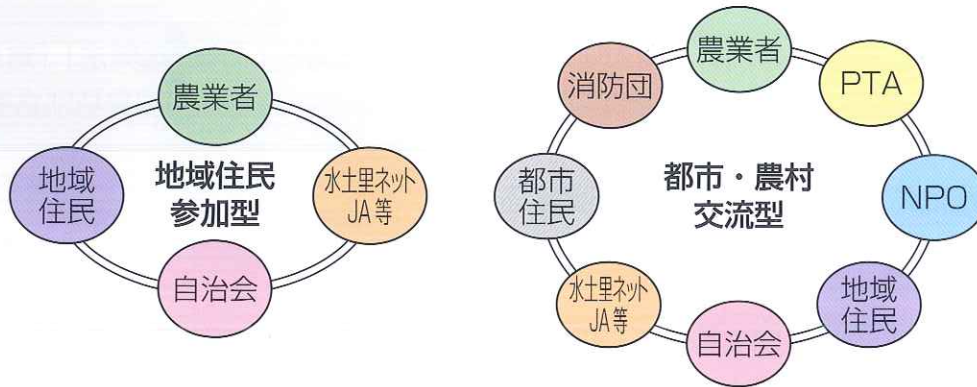
- ①農地維持支払
 - ・構造変化に対応した保全管理の目標
 - ・構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成に向けた活動
- ②資源向上支払
 - ・多面的機能の増進を図る活動

2 資源向上支払

交付対象者（活動組織）

○地域住民を含む活動組織

○農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水・環境保全組織を含む）で取組が可能



対象活動

（1）地域資源の質的向上を図る共同活動

交付単価例：2,400 円 / 10a（都府県・田）

（農地維持支払と合わせた場合 5,400 円 / 10a（都府県・田））

- ・施設の軽微な補修は、協定に位置付けた全ての施設等について必要な取組を毎年度実施（機能診断結果に基づき実施の必要性を判断）
- ・農村環境保全活動は、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマの計画策定、啓発・普及及び実践活動をそれぞれ実施
- ・多面的機能の増進を図る活動は、防災・減災力の強化や農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動又は農村環境保全活動を1テーマ以上追加して実施）等を実施

【主な活動例】

①施設の軽微な補修

機能診断

- 施設の機能診断

実践活動

- 水路のひび割れ補修

②農村環境保全活動

啓発・普及

- 生き物調査による啓発

実践活動

- 植栽活動

③多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化

- 田んぼダム（田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減）

農村環境保全活動の幅広い展開

- 水田魚道の設置

（注）上記③の活動に直ちに取り組めない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けて①及び②の活動に取り組むことも可能

（2）施設の長寿命化のための活動

交付単価例：4,400 円 / 10a（都府県・田）

（農地維持支払および資源向上支払全て合わせた場合 9,200 円 / 10a（都府県・田））

- ・農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を実施

【主な活動例】

- 老朽化した水路壁のコーティング
- 未舗装の農道をアスファルトで舗装

3

中山間地域等直接支払

本制度は、中山間地域において農業の生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動等の継続、多面的機能の確保を目指すもので、農業生産活動等を実施する協定を締結して活動する農業者等を支援を受けられます。

対象地域

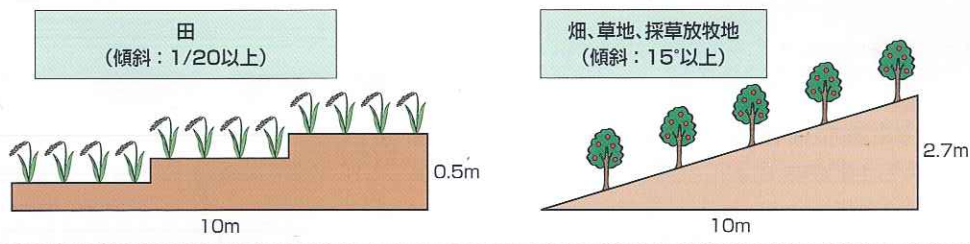
- 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等の指定地域
- 地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域

対象農用地

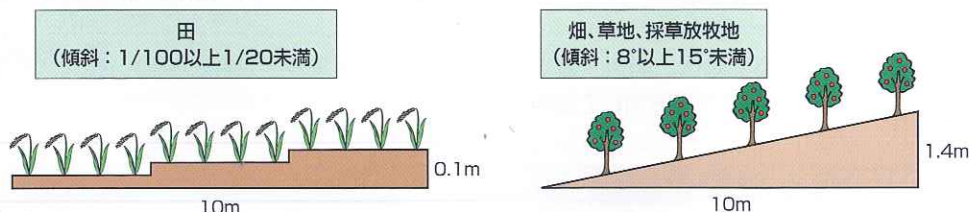
「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在、もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上

傾斜基準等

①急傾斜地



②緩傾斜地



③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地

⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

⑥傾斜地と同等の条件不利地として都道府県知事が定める基準に該当する農用地

離島の平地等（平成23年拡充）、東日本大震災により生産条件が不利となった農用地（平成24年拡充）

1ha以上の一団の農用地であることが要件 ※分散していても合計で1ha以上あれば対象となります。

交付対象者

協定^(注1)に基づき5年間以上継続して行う農業者等^(注2)

(注1) 交付金を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する必要があります。

(注2) 「農業者等」とは、農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織などを指します。

交付対象となる行為

協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等

制度のポイント

- 交付金の使途に制限はなく、協定参加者の合意により、共同取組活動、個人への配分割合を決めることができます。
- 本交付金と併せて、平成26年度から実施予定の多面的機能支払交付金にも取り組むことができます。

活動内容と交付単価

①農業生産活動等を継続するための活動（単価の8割を交付）

■集落マスタープランの作成

■農業生産活動等

- ・耕作放棄地の発生防止活動
- ・水路・農道等の管理活動
(泥上げ、草刈り等適切な施設の管理・補修)

■多面的機能を増進する活動（次のうち1つ以上を選択）

- ・国土保全機能を高める取組
- ・保健休養機能を高める取組
- ・自然生態系の保全に資する取組



②体制整備のための前向きな活動（単価の10割を交付※）

■農用地等保全マップの作成及び実践

■以下のA～Cの要件から1つ以上を選択

○A 要件（次のうち2つ以上を選択）

- ・協定農用地の拡大
- ・機械・農作業の共同化
- ・高付加価値型農業の実践
- ・地場産農産物等の加工・販売
- ・農業生産条件の強化
- ・新規就農者の確保
- ・認定農業者の育成
- ・多様な担い手の確保
- ・担い手への農地集積
- ・担い手への農作業の委託

○B 要件（次のうち1つ以上を選択）

- ・集落を基礎とした営農組織の育成
- ・担い手集積化

○C 要件

- ・集团的かつ持続可能な体制整備

※①と②の活動を両方実施することにより交付単価の満額を受けることができます。

○地目や傾斜区分に応じて、下表の単価が交付されます。

〔①のみの活動の場合、単価の8割となります。〕

地 目	区 分	交付単価（円）
田	急傾斜（傾斜度 1/20 以上）	21,000
	緩傾斜（傾斜度 1/100 以上 1/20 未満）	8,000
畑	急傾斜（傾斜度 15° 以上）	11,500
	緩傾斜（傾斜度 8° 以上 15° 未満）	3,500
草地	急傾斜（傾斜度 15° 以上）	10,500
	緩傾斜（傾斜度 8° 以上 15° 未満）	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜（傾斜度 15° 以上）	1,000
	緩傾斜（傾斜度 8° 以上 15° 未満）	300

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地の場合、緩傾斜の単価が適用されます

加算措置

	規模拡大加算	土地利用調整加算	小規模・高齢化集落 支援加算	法人設立加算	集落連携促進加算
単 価	田:1,500円/10a等	田・畑:500円/10a	田:4,500円/10a等	田:1,000円/10a等	2,000円/10a
概 要	担い手に利用権設定等した面積に加算	農地の利用調整について話し合い、担い手に利用権設定等を行う場合、協定面積全体に加算	協定集落が、小規模集落の農地を取り込み、農業生産活動等を行う場合に、新たに取り込んだ面積に加算	集落営農等を法人化する際に協定面積全体に加算	集落同士が連携して新たな人材呼び込み等の活動を行う場合に協定面積全体に加算

4

環境保全型農業直接支援

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援が受けられます。

交付対象者

農業者（法人含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

対象農地

○農業振興地域内の農地 ○生産緑地地区内の農地

対象活動

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

全国共通取組

カバークロップ（緑肥）の作付	5 割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組
堆肥の施用	5 割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用
有機農業	化学肥料・農薬を使用しない取組

地域特認取組の例

〔地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組〕

リビングマルチ	5 割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組
冬期湛水管理	5 割低減の取組の前後のいずれかで冬期間の水田に水を張る取組

交付単価

全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ（緑肥）の作付	8,000 円 / 10a
堆肥の施用	4,400 円 / 10a
有機農業 （うち、そば等雑穀・飼料作物）	8,000 円 / 10a (3,000 円 / 10a)

地域特認取組

	対象取組	交付単価
(例)	冬期湛水管理	8,000 円 / 10a
	リビングマルチ	8,000 円 / 10a
	江（え）の設置*	4,000 円 / 10a

※水田内に江（溝）を設置し、栽培期間を通じて湛水状態を維持することにより、生物多様性保全に貢献

手続きの流れ

